

選挙公営（公費負担）の手引き

身延町選挙管理委員会

は じ め に

この手引きは、身延町の議会の議員及び長の選挙において、選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用のポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について示したものです。

目 次

はじめに	1
1 公費負担制度とは.....	2
2 公費負担の種類.....	2
3 対象となる候補者.....	2
4 公費負担の限度額.....	3
①選挙運動用自動車の使用.....	3
②選挙運動用ビラの作成.....	3
③選挙運動用ポスターの作成.....	4
5 諸手続.....	5
【1】契約締結と契約届出.....	5
【2】確認申請.....	5
【3】使用（作成）証明書の交付.....	5
【4】費用の請求.....	5
6 提出書類.....	6
①選挙運動用自動車の使用（Ⅰハイヤー方式）.....	6
①選挙運動用自動車の使用（Ⅱ-i 個別契約方式「自動車の借入れ」）.....	6
①選挙運動用自動車の使用（Ⅱ-ii 個別契約方式「燃料代」）.....	7
①選挙運動用自動車の使用（Ⅱ-iii 個別契約方式「運転手」）.....	7
②選挙運動用ビラの作成.....	8
③選挙運動用ポスターの作成.....	8
《参考資料》 選挙運動費用の公費負担制度Q & A	9
1 共通事項	10
2 自動車の借入れ	11
3 選挙運動用ビラの作成	15
4 選挙運動用ポスターの作成	15
選挙公営（公費負担）関連例規.....	16

1 公費負担制度とは

この制度は、身延町の議会の議員及び長の選挙に関して、候補者と契約事業者等との間で
交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビ
ラの作成」の有償契約について、町の条例で定める限度額の範囲内で供託物が没収されない
候補者に限り、身延町が各契約事業者等に直接、その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準
が定められています。

公費負担の対象となるものは、次の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のポスターの作成
- (3) 選挙運動用のビラの作成

3 対象となる候補者

この公費負担制度において、町が公費負担する候補者は、供託没収点以上の得票数に達し
ている候補者（供託物が返還される候補者）に限られます。

供託物を没収される候補者については、上記2の全ての費用が自己負担となります。

- ◆町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1/10$
- ◆町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票総数} \times 1/10$

4 公費負担の限度額

① 選挙運動用自動車の使用

区分		対象経費	限度額	備考
Ⅰ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	1日 64,500 円×5 日 ＝322,500 円	Ⅰの契約とⅡの契約は選択
Ⅱ Ⅰに掲げる契約以外の契約の場合	ⅰ 自動車の借入れ契約（レンタル、個人、会社等からの借上）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	1日 16,100 円×5 日 ＝80,500 円	
	ⅱ 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700 円×5 日 ＝38,500 円	
	ⅲ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日につき1人に限る。）	1日 12,500 円×5 日 ＝62,500 円	

※ Ⅰ一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）は、燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。Ⅱ-ⅱ燃料代及びⅡ-ⅲ運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

② 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限①	枚数の上限②
（実際にかかった作成単価と①を比較して少ない方の額） × （実際に作成した枚数と②を比較して少ない方の枚数）	8 円 38 銭	町議会議員選挙 1,600 枚 町長選挙 5,000 枚

【例 1】町議会議員選挙運動用ビラ 3,000 枚の作成を 21,600 円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、21,600 円÷3,000 枚＝7 円 20 銭となる。
 - ・7 円 20 銭は、単価の上限①を超えないため、作成単価は、実際にかかった作成単価である 7 円 20 銭となる。
 - ・作成枚数は、枚数の上限②を超えているため、枚数の上限である 1,600 枚となる。
- ⇒よって、7 円 20 銭×1,600 枚＝11,520 円が公費負担の対象となる。
- この額を超える 10,080 円は、候補者の負担となる。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 62,500 円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、 $62,500 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 12 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ となる。
 - ・12 円 50 銭は、単価の上限①を超えるため、作成単価は、単価の上限である 8 円 38 銭となる。
 - ・作成枚数は、枚数の上限②以下であるため、5,000 枚となる。
- ⇒よって、 $8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 41,900 \text{ 円}$ が公費負担の対象となる。
- この額を超える 20,600 円は、候補者の負担となる。

③ 選挙運動用ポスターの作成

区分	単価の上限①	枚数の上限②
(実際にかかった作成単価と①を比較して少ない方の額) × (実際に作成した枚数と②を比較して少ない方の枚数)	4,444 円 (586 円 88 銭 × 82 枚 + 316,250 円) ÷ 82 箇所	82 枚 【ポスター掲示 場数】

【例 1】選挙運動用ポスター 200 枚の作成を 90 万円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、 $900,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 枚} = 4,500 \text{ 円}$ となる。
 - ・4,500 円は、単価の上限①を超えるため、作成単価は、単価の上限である 4,444 円となる。
 - ・作成枚数は、枚数の上限②を超えているため、枚数の上限である 82 枚となる。
- ⇒よって、 $4,444 \text{ 円} \times 82 \text{ 枚} = 364,408 \text{ 円}$ が公費負担の対象となる。
- この額を超える 535,592 円は、候補者の負担となる。

【例 2】選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 300,000 円で契約した場合

- ・1 枚当たりの作成単価は、 $300,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ となる。
 - ・3,000 円は、単価の上限①を超えないため、作成単価は、実際にかかった作成単価である 3,000 円となる。
 - ・作成枚数は、枚数の上限②を超えているため、枚数の上限である 82 枚となる。
- ⇒よって、 $3,000 \text{ 円} \times 82 \text{ 枚} = 246,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となる。
- この額を超える 54,000 円は、候補者の負担となる。

5 諸手続

【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届 出 先 : 身延町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 : ①契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
 ②契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 : 各業者等との契約書の写し

【2】 確認申請

次の公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- ①選挙運動用自動車の燃料代 : 金額の範囲内であることの確認
- ②選挙運動用ビラの作成 : 作成限度枚数の確認
- ③選挙運動用ポスターの作成 : 作成限度枚数（掲示場数）の確認

- (1) 確認申請の方法 :
 - ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ・確認申請書には、既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、申請書の写し又は控えを保管してください。
 - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (2) 申請時期 : 投票日翌日以降
- (3) 確認申請書の提出先 : 身延町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付 :
 - ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
 - ・交付を受けた確認書は直ちに契約の相手（業者）に提出してください。
 - 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】 使用（作成）証明書の交付

※この証明書は、候補者が作成するものです。

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

→この証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

6 提出書類

公費負担の種類別、選挙管理委員会への提出書類は次のとおりです。

① 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

（Ⅰ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※ハイヤー方式	様式第 1 号	
	契約書の写し	・ 書式例あり ・ 任意の書式でも構わない	
費用の請求	請求書 ※ハイヤー方式	様式第 13 号	
	請求内訳書 ※ハイヤー方式	様式第 13 号_別紙	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） ※ハイヤー方式	様式第 10 号（その 1） ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

① 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（Ⅱ- i 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の「自動車の借入れ」）

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※個別契約方式	様式第 1 号	
	契約書の写し	・ 書式例あり ・ 任意の書式でも構わない	
費用の請求	請求書 ※自動車の借入れ	様式第 13 号	
	請求内訳書 ※自動車の借入れ	様式第 13 号_別紙	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） ※個別契約方式	様式第 10 号（その 1） ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

1 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（Ⅱ-ii 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の「燃料代」）

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※個別契約方式	様式第 1 号	
	契約書の写し	・書式例あり ・任意の書式でも構わない	
確認申請	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	様式第 4 号	
費用の請求	請求書 ※燃料の提供	様式第 13 号	
	請求内訳書 ※燃料の提供	様式第 13 号_別紙	
	選挙運動用自動車燃料代確認書	様式第 7 号	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ※個別契約方式	様式第 10 号（その 2） ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

1 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（Ⅱ-iii 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の「運転手」）

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※個別契約方式	様式第 1 号	
	契約書の写し	・書式例あり ・任意の書式でも構わない	
費用の請求	請求書 ※運転手の雇用	様式第 13 号	
	請求内訳書 ※運転手の雇用	様式第 13 号_別紙	
	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） ※個別契約方式	様式第 10 号（その 2） ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

② 選挙運動用ビラの作成

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用ビラ作成契約届出書	様式第 2 号	
	契約書の写し	・ 書式例あり ・ 任意の書式でも構わない	
確認申請	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	様式第 5 号	
費用の請求	請求書（選挙運動用ビラの作成）	様式第 14 号	
	請求内訳書 ※選挙運動用ビラ	様式第 14 号_別紙 4	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	様式第 8 号	
	選挙運動用ビラ作成証明書	様式第 11 号 ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

③ 選挙運動用ポスターの作成

手続	提出書類	備考	✓
契約の届出	選挙運動用ポスター作成契約届出書	様式第 3 号	
	契約書の写し	・ 書式例あり ・ 任意の書式でも構わない	
確認申請	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	様式第 6 号	
費用の請求	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	様式第 15 号	
	請求内訳書 ※選挙運動用ポスター	様式第 15 号_別紙 5	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	様式第 9 号	
	選挙運動用ポスター作成証明書	様式第 12 号 ※本証明書は、候補者が契約業者等に交付するもの	

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

1 共通事項

Q1 候補者本人や家族が代表を務める企業や団体と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

- A 候補者と企業や団体との間で有償契約が締結されている場合には、公費負担の対象となります。
- なお、企業や団体から運転手を派遣してもらうような契約は、公費負担の対象とはなりません。

Q2 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

- A 条例で定める限度額は、あくまでも町が公費負担する金額の上限を示したものであり、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。
- 契約内容（金額、数量など）の妥当性について説明ができるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q3 選挙運動用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

- A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。
- 実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか。

- A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て身延町情報公開条例（平成 16 年身延町条例第 11 号）における情報公開の対象となります。（印影など一部非公開部分あり）

2 自動車の借入れ

Q1 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借り入れる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q2 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とはなりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q3 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日（告示日）から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となります。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担の対象となります。

Q4 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することとなります。

公費負担の対象期間は、選挙期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入れ代金は、公費負担の対象外となります。

Q5 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の請求対象となる金額は。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金形態に基づき、契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q6 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

Q7 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればよいか。

A 契約金額は、契約者当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように、適切な契約を行っていただく必要があります。

Q8 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q9 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q10 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することができますか。

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間においても燃料供給契約を締結していることが前提であり、2 社合わせた金額について、限度額の範囲内で公費負担を受けることとなります。

Q11 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を必ず保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q12 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は、全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象にはなりません。

Q13 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。

Q14 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1 日当たり運転手 1 人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか 1 人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q15 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはなりません。

Q16 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象となりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象とはなりません。

3 選挙運動用ビラの作成

Q1 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、別々に契約することをお勧めします。

4 選挙運動用ポスターの作成

Q1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作製した場合は、その作成に要した費用の全てが公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります。）。

例えば、印刷費のほかにデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、合せて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。

Q3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスター作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、別々に契約することをお勧めします。

選挙公営(公費負担)関連例規

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(令和3年3月26日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、身延町の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 身延町の議会の議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、身延町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当

該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(令和3年10月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月15日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めて期日を告示される選挙から適用する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(令和3年3月26日選挙管理委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年身延町条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、身延町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項の確認は、委員会が交付する選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)による。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)又は選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)を、燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、選挙運動用自動車の使用請求書(様式第13号)、選挙運動用ビラの作成請求書(様式第14号)又は選挙運動用ポスターの作成請求書(様式第15号)に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつて第3条第2項の確認書)を添えて、町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(令和3年10月1日選挙管理委員会規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある改正前の身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の様式によるものとみなす。

附 則(令和4年6月15日選挙管理委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。